

兵庫県内の「実施機関の方」へ

令和7年4月1日から姫路市産後ケア事業は兵庫県集合契約に参加しました。
実施機関の方へ姫路市における利用方法についてご確認をお願いします。

□申請の確認をお願いします

産後ケア事業は申請日から利用できます。

利用を希望される方が申請していない場合、利用申請をご案内ください。

【申請方法】 姫路市産後ケア事業ホームページ内の「利用申請フォーム」から電子申請 もしくは、
担当の保健センター窓口で申請できます

□予約された方を「みらいえ」までお知らせください。姫路市から依頼書を送付します。

□利用時は、利用券をご確認ください

利用券は申請から2週間ほどで申請者自宅に郵送で届きます。

利用券にて姫路市産後ケア事業の確認ができます。

※利用日までに利用券が届かない場合は、後日に利用券の提出をいただくなど、
利用券の取扱い等についてご相談対応をお願いいたします。

□母子健康手帳の産後ケア事業記載欄にご記入ください

□ケア後、必要分の利用券及び、利用料を徴収ください

利用料は利用券の額面どおり徴収してください

(1) 宿泊型利用券 1日券1枚で、1日分が利用できます

例：2泊3日利用の場合は、利用券3枚と、5,000円×3枚＝15,000円を徴収

(2) 通所・訪問型利用券 1時間券1枚で、1時間分利用できます

例：通所型を2時間利用の場合は、利用券2枚と、500円×2枚＝1000円を徴収

※実施機関により、別途必要経費がある場合はご説明をお願いします。

□利用報告書(利用券裏面)にご記入ください

利用券裏面の利用報告書にご記入いただき、月毎に請求書と一緒に姫路市にご提出ください。

※報告書の記載方法は別紙参照ください。請求書は姫路市ホームページよりダウンロード可能です。

□姫路市に委託料請求に必要な書類を送付ください

□利用報告書(利用券裏面)

□請求書※

□実施集計表※

□要支援加算該当者の利用状況報告書(該当のみ)

□相手方登録書(姫路市へ初めて請求される実施機関)※

※姫路市ホームページからダウンロードできます

利用の翌月10日までに

郵送にて送付ください(必着)



姫路市産後ケア事業については
当市のホームページを参照ください。



【産後ケア事業の問い合わせ】
姫路市こどもの未来健康支援センター「みらいえ」
電話(079)263-7863